日歯福祉共済保険制度

重要事項説明書

(制度概要・注意喚起)

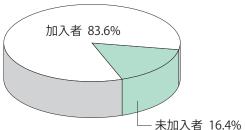
日本歯科医師会は、会員の相互扶助の理念に則し、会員の福祉の向上を図ることを目的として、昭和31年に日歯福祉共済制度を創設しました。平成25年4月から、本会の公益社団法人への移行と同時に特定保険業として「日歯福祉共済保険制度」に改め、保険業法に則り保険計理人関与のもと運営しています。

日歯福祉共済保険制度は、災害や火災により加入者の皆様の歯科医療機関等が全壊、流失、全焼した場合に、災害共済保険金または火災共済保険金の給付を通じて、加入者の皆様の歯科医療機関の復旧等を支援します。例えば平成28年熊本地震(平成28年4月14日発生)及び令和6年能登半島地震(令和6年1月1日発生)では、被災された加入者の皆様に災害共済保険金800万円を給付しました。

その他に、加入者の皆様が死亡された場合には死亡共済保険金を給付し、また、加入者が所定の身体または精神障害の認定を受けた上で歯科医師免許を返納し本会を退会する場合は障害退会共済保険金を給付します。これらは万が一の場合に備えるとともに、後継者への円滑な事業継承により、地域住民への歯科医療提供体制の維持・確保(歯科医業の廃業防止)にも寄与するものです。

本制度には本会会員約62,900名のうち約83.6%の皆様がご加入されています。(令和7年3月末現在、第6種会員を除く)

新入会者の皆様におかれましては、本制度の趣旨をご理解いただき、是非ともこの機会にご加入を ご検討ください。



この書面を必ずお読みください。

重要なお知らせ(制度概要)について

- ■この「重要なお知らせ(制度概要)」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認 いただきたい事項を記載しています。
- ■「重要なお知らせ(制度概要)」に記載の共済保険金支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細は、「公益社団法人日本歯科医師会福祉共済保険規則」及び「公益社団法人日本歯科医師会福祉共済保険規則施行細則」に詳しく記載していますので、併せてご確認ください。
- ■制度改正等を行った場合は日歯広報等を通じてお知らせいたしますので、必ずご覧ください。

1. 引受認可特定保険業者の名称および所在地・連絡先

●引受認可特定保険業者:公益社団法人 日本歯科医師会

●所在地 : 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20

●連絡先 : 日本歯科医師会 厚生会員課

(TEL 03-3262-9323 / FAX 03-3262-9885)

もしくはご所属の都道府県歯科医師会

2. 商品のしくみ

共済保険金

死亡·障害退会共済保険金額			
45歳未満	1,000万円		
45歳以上	800万円		
60歳以上	宽以上 500万円		
80歳以上	200万円		

火災・災害共済保険金額				
加入者全員	800万円			

死亡率の変化や大規模災害による災害共済保険金等の給付により財政状況が将来収支分析と乖離した場合、必要に応じて財政状況を改善するため、共済保険金額の見直しを行う可能性があります。

保 険 料

加入時

本制度に35年以上在籍し、かつ満80歳以上に 達した誕生月が属する年度末

保険料月額 8.500円

払込免除

加入時より制度に35年以上在籍し、かつ満80歳以上に達した誕生月が属する年度末まで保険料をご負担いただきます。

死亡率の変化や大規模災害による災害共済保険金等の給付により財政状況が悪化した場合には、必要に応じて財政状況を改善するため、保険料の見直しを行う可能性があります。

3. 保障(補償)内容

死亡共済保険金

被保険者(契約者)が死亡したとき、死亡共済保険金受給権者に死亡共済保険金を給付します。死亡共済保険金額は、満年齢に基づく死亡時年齢により判定します。

死亡共済保険金が支払われたときには、保険契約は消滅します。

火災共済保険金

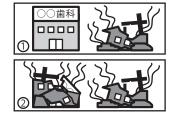
契約者の指定物件(就業所、自宅)が火災により全焼し、指定物件について所轄消防署 長または警察署長が発行する罹災証明書若しくは被災証明書に全焼と記載のあるものを全 焼とみなし、契約者に火災共済保険金を支払います。

ただし、指定物件の焼失面積が総床面積の70%以上の場合、若しくは指定物件に係る火災保険の80%以上の支払いが行われた場合には、経済全損として全焼とみなし、契約者に火災共済保険金を支払います。

なお、指定物件(就業所、自宅)が同時に被災(全焼、全壊、流失)した場合は、いずれか1物件に共済保険金を支払います。

▶就業所と自宅が別建物の場合

①どちらが被災にあっても、800万円給付 ②両方同時に被災の場合も、800万円給付



▶就業所と自宅が同一建物の場合

①就業所部分のみ被災の場合は、800万円給付 ②自宅部分のみ被災の場合も、800万円給付 ③両方が同時に被災の場合も、800万円給付





※同一建物における就業所部分とは、診療室、待合室、レントゲン室、技工室等、歯科医業を行うために必要とする部分を指し、それらの残存部分を自宅とします。

災害共済保険金

契約者の指定物件(就業所、自宅)が災害により全壊もしくは流失し、指定物件について公的機関が発行する罹災証明書または被災証明書に全壊もしくは流失の記載のあるものを全壊若しくは流失とみなし、契約者に災害共済保険金を支払います。

ただし、指定物件に係る地震保険若しくは火災保険の80%以上の支払いが行われた場合には、経済全損として全壊とみなし、契約者に災害共済保険金を支払います。

なお、指定物件(就業所、自宅)が同時に被災(全焼、全壊、流失)した場合は、いずれか1物件に共済保険金を支払います。

▶就業所と自宅が別建物の場合

①どちらが被災にあっても、800万円給付 ②両方同時に被災の場合も、800万円給付



▶就業所と自宅が同一建物の場合

①就業所部分のみ被災の場合は、800万円給付 ②自宅部分のみ被災の場合も、800万円給付 ③両方が同時に被災の場合も、800万円給付







※同一建物における就業所部分とは、診療室、待合室、レントゲン室、枝工室等、歯科医業を行うために必要とする部分を指し、それらの残存部分を自宅とします。

障害退会共済保険金

被保険者(契約者)が公的年金に関連する法律(国民年金法等)、身体障害者福祉法及び 労働者災害補償保険法により障害一級、二級及び三級に認定され、若しくは精神保健及び 精神障害者福祉に関する法律により障害一級、二級に認定され、歯科医師免許を返納し、 日本歯科医師会を退会するとき、被保険者(契約者)ご本人に障害退会共済保険金を支払 います。

なお、障害退会共済保険金額の判定は、満年齢に基づき、福祉共済保険規則第8条に規 定された支払要件を満たした上、行政機関(保健所)における歯科医籍抹消申請受理日の 年齢により判定します。

障害退会共済保険金が支払われたときには、保険契約は消滅します。

●保険期間中の保険料の増額または共済保険金額の削減等の調整

日本歯科医師会は、その業務または財産の状況に照らして認可特定保険業の継続が困難になる蓋 然性がある場合には、保険契約に基づく責任期間中であっても、主務官庁の認可を得て、保険期間 中の保険料の増額または共済保険金額の削減等の調整を行うことがあります。

●震災、風水害、火災等による共済保険金支払いに関する共済保険金額の削減支払い

震災、風水害、火災その他これに類する災害により共済保険金を支払理由とする事故が多数発生し、 当該共済保険金を全額支払うとした場合に本制度の収支状況を著しく悪化させると理事会において 認める場合は、代議員会の議決を経て、本会は当該共済保険金の全部又は一部を削減して支払うこ とがあります。なお、当該共済保険金を削減して支払うときは、日本歯科医師会は当該受給権者に 通知します。

4. 加入の条件等

加入資格	日本歯科医師会会員で加入日現在60歳未満の方。ただし、第6種会員を除きます。		
保険料の払込期間	加入時から制度に35年以上在籍し、かつ、満80歳以上に到達した誕生月が属する年度末まで。		
月額保険料	8,500 円 加入時から保険契約が消滅するまで、若しくは本制度を解約するまで。		
保険期間			
被保険者	死亡共済保険金及び障害退会共済保険金においては、契約者本人をいいます。		
被保険物件	受取人 共済保険金受給権者		
共済保険金受取人			
クーリング・オフ			
制度			
	や契約成立後の解除ができます。		
共済保険金の種類	死亡共済保険金、火災共済保険金、災害共済保険金、障害退会共済保険金		
保険料払込方法	保険料払込方法 原則月払い。(前納した場合であっても保険料は割り引きません。)		
配当金	なし		
解約返戻金	なし		

●共済保険契約の消滅

本制度の共済保険契約は、次に該当する場合に消滅し、当該各号に定める消滅年月日の翌日をもって失われます。

号	共済保険契約の消滅に該当する場合	消滅年月日	
_	契約者の死亡のとき	契約者の死亡日	
二	契約者の障害退会のとき	契約者が本制度の規定する障害等級に該当する障害に認定され、歯科医師免許を返納した日(歯科医籍抹消申請受理日)	
三	契約者の本会からの退会	契約者が本会から退会した日の属する月の末日	
四	払込猶予期間の満了[払込猶予期間及び保険契約の失効] (規則第25条関係)	払込期間満了日	
五	重大事由による保険契約の解除 (規則第32条関係)	重大事由による解除の通知の到達日	
六	保険契約の解約(規則第34条関係)	解約日	

5. 福祉共済保険基金の運用について

福祉共済保険基金の運用は極力資産運用リスクを抑制し、元本の確実性及び安全性の確保を最優先することとし、かつ運用収益の一層の実をあげるため効率的運用に努め、公益社団法人日本歯科医師会資金管理運用細則及び公益社団法人日本歯科医師会資金管理運用基準に基づき運用を行います。

◆ 公益社団法人日本歯科医師会資金管理運用細則

(目 的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本歯科医師会財産の管理及び会計規程(以下「会計規程」という。)第14条の規定に基づき、 公益社団法人日本歯科医師会(以下「本会」という。)が保有する資金の管理運用に関する基本事項について定める。

(趣 旨

第2条 公益社団法人である本会の保有する資金の管理運用にあたっては、元本の確実性及び安全性の確保を最優先することとし、かつ運用収益の一層の実をあげるため効率的運用に努めるものとする。

(遵守事項)

- 第3条 資金の管理運用にあたる担当理事及びその任務にあたる者(以下「担当者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 一 資金の管理運用業務の執行にあたっては、会計規程、資金の管理運用に係る諸規定及び理事会の議決を遵守し、本 会のために忠実にその職務を遂行する。
 - 二 日常的な資金の管理業務にあたっては、担当者は取引金融機関の自己開示情報の把握に努めるとともに、新聞、放送等により、通常の経済・金融に係る情報の収集に努めるものとする。

(資金の種類)

- 第4条 資金の種類は、会計規程第2条に定める各区分における資金の特性に応じて、次の短期資金(決済性資金)と中長期 資金(運用資金)に区分する。
 - 一 短期資金(決済性資金)は、1年以内に支払いに充てる予定の資金をいう。
 - 二 中長期資金 (運用資金) は、1年以上保有を前提とする資金をいう。

(資金の管理運用方針)

- 第5条 資金の種類による管理運用については、次の方針によるものとする。
 - 一 短期資金
 - イ 支払いに対応する準備金であり、資金の需給を把握し適正な残高の保有に努める。
 - ロ 換金性にすぐれた流動性の金融商品をもって管理運用する。
 - ハ 預金は、理事会の議決をもって指定した複数の銀行に対して行う。
 - ニ 支払い準備に支障のない範囲内で、利回り及び期間等を比較し有利と判断される場合は、定期性の預金のほか債券での運用ができるものとする。
 - 二 中長期資金
 - イ 資金の管理運用にあたっては、効率性を考慮する。
 - ロ 積立金及び基金等資金の特性に応じて、運用可能期間及び資金量等を勘案し、預金、金銭の信託及び債券を含め、 最適な運用対象金融商品と運用方法の選定を行う。なお、運用対象金融商品並びに取引金融機関の選定等の運用方 法については、必要に応じて資金管理運用委員会の助言を得ることができる。

(預金等の名義)

第6条 預金及び債券の購入等においては、すべて会長の名義で行わなければならない。

(資金管理運用計画の策定)

第7条 会計担当理事は、当該年度の資金管理運用計画の策定を行うものとする。

(資金管理運用状況の報告)

第8条 会計担当理事は、資金管理運用状況について理事会に報告しなければならない。

(本細則の改定)

第9条 この細則の改定は、理事会において決定する。なお、必要に応じて資金管理運用委員会の助言を得ることができる。 (基準の制定)

第 10 条 この細則に定めるもののほか、資金の管理運用に関し必要な事柄は、理事会の議決をもって別に基準を定める。 附 則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の登記の日から施行する。

附則

この細則は、令和7年1月1日から施行する。

◆ 公益社団法人日本歯科医師会資金管理運用基準

(目的)

第1条 この基準は、公益社団法人日本歯科医師会資金管理運用細則(以下「運用細則」という。)第11条の規定に基づき、 資金の管理運用方法並びに手続等について定め、もって資金の安全かつ効率的な管理運用に資することを目的とする。 (終金の区公)

- 第2条 運用細則第4条の規定に基づく、管理運用の対象とする資金の区分は、次のとおりとする。
 - 一 短期資金(決済性資金)は、1年以内に支払いに充てる予定の資金で、運用期間が1年以下のものをいう。
 - 二 中長期資金(運用資金)は、1年以上の保有を前提とする資金で、運用期間が1年を超えるものをいう。

(管理運用の基本方針)

- 第3条 短期資金は、安全で元本の確実性の高い方法で管理運用を行う。
 - 2 中長期資金は、元本回収の確実性が高く、より高い運用収益が得られる方法で管理運用を行う。

(対象金融商品)

- 第4条 資金管理運用の対象とする金融商品は、資金の区分に応じてそれぞれ次のとおりとする。
 - 一 短期性資金
 - イ 円建預金 (決済性預金を含む)
 - 口 定期預金
 - ハ 譲渡性預金
 - ニ 短期性の日本国債(割引短期国債、短期政府保証債、既発国債等を含む)
 - ホ その他、振替貯金等
 - 二 中長期資金
 - イ 円建預金 (定期性預金を含む)
 - ロ 元本の保証又は確実性が高い金銭の信託(金銭信託を含む)
 - ハ 日本国債
 - ニ 政府保証債
 - ホ その他、元本の償還が確実な債券等

(取引金融機関の選定)

- 第5条 銀行との取引は都市銀行(信託銀行を含む)とし、次の基準に基づき、総合的に判断して選定する。
 - 一 格付機関(信用格付登録業者 5 社等)による長期債の格付けが、原則的に投資適格等級(BBB 以上)であること
 - 二 自己資本比率が銀行法による規制基準を上回る水準であること
 - イ 国際業務を行う銀行は、BIS 基準により8%以上
 - ロ 国内業務を行う銀行は、国内基準により4%以上
 - 三 健全な経営内容(資本利益率等が良好)であること
 - 四 不良債権の償却、引当の水準(引当率・保全率)が高いこと
 - 五 株価が、同業他社と比べ一定水準を確保しており、安定していること
 - 六 預金量の急激な流出がみられないこと
 - 七 情報開示に優れていること
- 2 証券会社との取引は、大手の証券会社とし、規模、業績、経営内容及び格付等を勘案し、総合的な判断により選定する。 (銀行預金による資金管理運用の基本原則)
- 第6条 銀行預金は円建てで行う。
 - 2 為替連動の自由金利型定期預金等の金融商品は、安全性が高く有利と認められる場合を除き、原則として避ける。
 - 3 銀行預金による資金運用の期間は、5年程度を超えないことを目安とする。

(債券による資金管理運用の基本原則)

- 第7条 債券による資金の管理運用は、次のとおりとする。
 - 一 債券は、価格変動リスクを避けるため償還期限(満期)まで保有する。
 - 二 金利リスク (元本割れ)、流動性 (換金性) リスク等を回避するため、購入する債券は、新発債、既発債を問わず、 償還期間又は残存期間が5年程度を超えないものを原則とする。
 - 三 日本国債は一般的に事業債等他の債券と比較して安全性が高く、換金性等のリスクも低いことから、第二号の原則 にかかわらず償還期間又は残存期間が5年を超えて保有することを認める。
 - 四 償還年限又は運用期間が20年を超える運用対象金融商品は、運用対象金融商品の帳簿価格合計の20%を超えない ことを目安とする。ただし、年金保険基金を除く。

(資金の分散)

- 第8条 資金は、リスクの分散を図るため、複数の金融機関に分けて管理運用を行う。
- 2 金融商品の選別及び運用に係る資金量の配分に当たっては、特定の金融商品に集中して資金を配分することは避ける。(取引の中止)
- 第9条 取引中の金融機関及び運用中の金融商品等において、この取扱基準の規定に反することが判明し、継続することに重 大な支障がある場合は、速やかに取引の中止また解約等の措置を講ずるものとする。

(資金管理運用計画の策定)

第10条 運用細則第8条に定める資金管理運用計画の策定は、資金の特性に応じた運用資金量及び運用期間等を勘案し、年度 当初に行う。なお、期中において資金管理運用計画に大きな変動が生じた場合は、速やかに見直しを行う。

(報告)

第11条 会計担当理事は、資金管理運用状況を理事会に報告する。

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の登記の日から施行する。

附則

この基準は、令和7年1月1日から施行する。

6. 福祉共済保険基金保有状況(令和7年3月31日現在)

(単位:円)

普通預金① ※ 1	2,709,642,888
金銭信託②	9,600,000,000
投資有価証券(利付国債)③	23,950,168,802
合計 (①+②+③) ※2	3 6, 0 5 0, 6 0 4, 0 4 0
利息収入	1 9 9, 2 0 2, 2 4 3
運用利回り※3	0.541%

- ※1 大規模災害時災害共済保険金支払基金を含みます。
- ※2 大規模災害共済保険金支払基金を除きます。
- ※3 運用利回りは、利息収入を福祉共済保険基金の毎月の平均残高で除したものです。

7. ご負担いただく諸費用等

●費用の詳細については、「重要なお知らせ(注意喚起情報)」をご参照ください。

重要なお知らせ(注意喚起情報)について

- ■この「重要なお知らせ(注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際し、特にご注意いただきたい 事項を記載しています。
- ■この「重要なお知らせ(注意喚起情報)」のほか、支払事由及び制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「公益社団法人日本歯科医師会福祉共済保険規則」及び「公益社団法人日本歯科医師会福祉共済保険規則施行細則」に詳しく記載しておりますので、併せてご確認ください。
- ■制度改正等を行った場合は日歯広報を通じてお知らせいたしますので、必ずご覧ください。

被保険者の皆様にご負担いただく諸費用等について

下記内容は令和7年3月末日現在の内容です。

●加入期間中の費用

項目	目 的	費用	
制度管理関係費	当福祉共済保険制度を運営・管理する上で必要な費用	年間保険料に対して…年率 0.906%	
		(令和6年度実績)	

資産運用リスクについて

●加入者の皆様の保険料からなる福祉共済保険資産は、普通預金、大口定期預金、自由金利定期預金、 金銭信託、投資有価証券(利付国債)で運用されます。ただし、金銭信託、投資有価証券(利付国債) を満期日以前に解約した場合、金利状況等により元本を下回る場合があります。

共済保険金額の削減および保険料の増減等の調整

●保険期間中の保険料の増額または共済保険金額の削減等の調整

日本歯科医師会は、その業務または財産の状況に照らして認可特定保険業の継続が困難になる 蓋然性がある場合には、保険契約に基づく責任期間中であっても、代議員会の議決を経て、主務 官庁の認可を得て、保険期間中の保険料の増額または共済保険金額の削減等の調整を行うことが あります。

●震災、風水害、火災等による共済保険金支払いに関する共済保険金額の削減支払い

震災、風水害、火災その他これに類する災害により共済保険金を支払理由とする事故が多数発生し、当該共済保険金を全額支払うとした場合に本制度の収支状況を著しく悪化させると理事会において認める場合は、代議員会の議決を経て、本会は当該共済保険金の全部又は一部を削減して支払うことがあります。なお、当該共済保険金を削減して支払うときは、日本歯科医師会は当該受給権者に通知します。

クーリング・オフ制度

8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除ができます。



- ●申込者または加入者は、加入の申込日(入会手続日)から、その日を含めて8日以内であれば、 書面または電磁的記録によるお申し出により、お申込みの撤回ができます。
- ●クーリング・オフされる場合は、書面又は電磁的記録に①ご契約をクーリング・オフする旨のお申し出、②加入者の住所、③氏名(捺印があるもの*)、④会員番号、⑤連絡先電話番号、⑥加入申込書を提出した年月日をご記入の上、8日以内(8日以内の消印有効)に本会宛にご通知ください。
- ●加入のお申込みの撤回があった場合には、お払込みいただいた金額は、全額お返しします。
- *電磁的記録の場合、捺印は不要です。

告知義務

告知義務はありません。

●本共済保険契約の締結に際し、告知を要しません。

責任開始期

保険に加入した日(ご契約者の日本歯科医師会入会が理事会で承認された後、入会年月日 となります。)より、日本歯科医師会は制度上の責任を負います。

●日本歯科医師会が加入の申し込みを承諾した場合は、通常、加入通知書の発行により、承諾の通知に代えさせていただきます。

失効

保険契約の失効について

●疾病等の理由により一時的に保険料払込ができなかった場合、保険料の払込は、払込期月の翌月初日から起算して11か月間の払込猶予期間を認めます。ただし、払込猶予期間内に保険料の払込がないときは、保険契約は払込期間満了日の翌日から効力を失い、共済保険金を受け取る権利を失います。

復活

保険契約の復活について

●保険契約の効力を失った日(払込期間満了日の翌日)からその日を含めて36か月以内に、その間の未納保険料及び未納整理手数料(1か月分毎に100円)を添えて所定の手続きを行っていただき、日本歯科医師会が認めた場合は、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約の復活手続きは、契約者の全保険期間を通じて1回限りとします。

お支払いできない場合

共済保険金をお支払いできない場合があります。

- ●偽りその他不正の手段により給付を受けようとする場合は、共済保険金はお支払いできません。
- ●偽りその他不正の手段により給付を受けた場合は、すでにお支払いした共済保険金を返還いただ きます。

配当金

本保険に契約者配当金はありません。

●本保険に契約者配当金はありません。

解約返戻金

本保険に解約返戻金はありません。

●本保険に解約返戻金はありません。したがって、解約または契約失効されても納付された保険料は返還できません。

保険契約者保護機構

本保険は保険契約者保護機構*(セーフティーネット)の対象外です。

- ●認可特定保険業者の実施する保険契約は保険契約者保護機構(セーフティーネット)の対象外と されており、日歯福祉共済保険は保険契約者保護機構(セーフティーネット)の対象外となります。
- *「保険契約者保護機構」は、万一、保険会社(外国保険会社等も含む)が破綻した場合でも、破 綻保険会社の保険契約の移転等(移転、合併、株式取得)における資金援助等を行うことにより、 保険契約者等の保護を図ることを目的として、平成10年12月1日に生・損保別に設立されています。

◆ 公益社団法人日本歯科医師会福祉共済保険規則

(制定の趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人日本歯科医師会(以下、「本会」という。)定款第4条第1項第九号及び第十号の規定に基づき、 これを定める。

(福祉共済保険制度の目的)

第2条 福祉共済保険制度(以下、「本制度」という。)は、会員の相互扶助の理念に則し、会員の福祉共済を図ることを目的とする。 (用語の定義)

- 第3条 この規則において、次の号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 契約者 会員のうち、本制度への加入を申し出て保険契約を締結した者をいう。
 - 二 未契約者 会員のうち、本制度へ一度も加入せず保険契約を締結していない者をいう。ただし、公益社団法人日本 歯科医師会定款施行規則別表2に規定する第6種会員(以下、「第6種会員」という。)は除く。
 - 三 被保険者 死亡共済保険及び障害退会共済保険においては契約者とする。
 - 四 被保険物件 契約者の指定する建物(以下、「指定物件」という。)とする。
 - 五 受給権者 受給権者を共済保険金の受取人とする。
 - 六 全焼 火災共済保険金の指定物件について所轄消防署長又は警察署長が発行する罹災証明書若しくは被災証明書に 全焼と記載のあるものを全焼とみなす。ただし、指定物件の焼失面積が総床面積の70%以上の場合、若しくは指定物 件に係る火災保険の80%以上の支払いが行われた場合には、経済全損として全焼とみなす。
 - 七 全壊又は流失 災害共済保険金の指定物件について公的機関が発行する罹災証明書又は被災証明書に全壊又は流失 の記載のあるものを全壊若しくは流失とみなす。ただし、指定物件に係る地震保険若しくは火災保険の80%以上の支払いが行われた場合には、経済全損として全壊とみなす。
 - 八 旧規則 平成18年4月1日施行の社団法人日本歯科医師会福祉共済規則を指す。

(事務の分堂)

- 第4条 福祉共済保険事業の事務の一部は、この規則の定めるところにより、都道府県歯科医師会に分掌させることができる。 (共済保険金の支払事由)
- 第5条 第2条の目的を達成するため、本会は契約者の死亡、火災、災害又は障害に対して本規則に規定された共済保険金の 支払いを行う。
 - 2 この保険契約の被保険者及び共済保険金の支払事由は、保険金の種類ごとに第6条のとおりとする。なお、共済保険金の支払事由は、契約日以降保険契約の消滅年月日までに発生したものに限り、受給権者の請求に基づいて厚生会員担当理事が裁定をなし、支払うものとする。

(福祉共済保険制度における保険金の種類)

- 第6条 本制度により支払われる共済保険金は、次のとおりとする。
 - 一 死亡共済保険金
 - 二 火災共済保険金
 - 三 災害共済保険金
 - 四 障害退会共済保険金

(保険の目的)

- 第7条 本制度によるそれぞれの被保険者(保険の目的)は、次のとおりとする。
 - 一 死亡共済保険金 契約者
 - 二 火災共済保険金 指定物件
 - 三 災害共済保険金 指定物件
 - 四 障害退会共済保険金 契約者
 - 2 前項第二号及び第三号に定める火災共済保険及び災害共済保険は、指定物件を対象とする。指定物件は、契約者が本会に届出を行った自宅又は就業所である建物に限るものとし、その要件は公益社団法人日本歯科医師会福祉共済保険規則施行細則(以下、「施行細則」という。)において定めるものとする。
 - 3 自宅と就業所が同一の建物である場合、契約者は、自宅及び就業所のいずれについても指定物件として本会に届け出ることができる。この場合に支払われる火災共済保険金及び災害共済保険金の範囲については、次条第二号及び第三号の定めによる。

(共済保険金の支払事由)

- 第8条 本制度による各共済保険金の支払事由は、次のとおりとする。
 - 一 死亡共済保険金 被保険者が死亡したとき。なお、死亡共済保険金額の判定は、満年齢に基づく死亡時年齢により 判定する。
 - 二 火災共済保険金 指定物件が火災により全焼したとき。指定物件が同時に全焼した場合若しくは第三号に該当する 被災を受けた場合は、いずれか1物件に共済保険金を支払う。ただし、同時とは同一の罹災原因により被災したこと

を示す。

- 三 災害共済保険金 指定物件が全壊又は流失したとき。指定物件が同時に全壊又は流失した場合若しくは第二号に該当する被災を受けた場合は、いずれか1物件に共済保険金を支払う。ただし、同時とは同一の罹災原因により被災したことを示す。
- 四 障害退会共済保険金 被保険者が公的年金に関連する法律(国民年金法等)、身体障害者福祉法及び労働者災害補償保険法により障害一級、二級及び三級に認定され、若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により障害一級、二級に認定され、歯科医師免許を返納したとき。なお、障害退会共済保険金額の判定は、満年齢に基づき、前段に規定された支払要件を満たした上、行政機関における歯科医籍抹消申請受理日(本会退会日)の年齢により判定する。

(保険料)

第9条 この共済保険契約の保険料は別表第一に定めるとおりとする。

(保険金額)

第10条 この共済保険契約の共済保険金額は別表第二及び別表第三に定めるとおりとする。

(福祉共済保険制度における共済保険金の受給権者)

- 第11条 この保険契約における共済保険金の受給権者は下記のとおりとする。
 - 一 死亡共済保険金
 - イ 死亡共済保険金の受給権者は、契約者が生前指定した第一順位から第三順位までの者とし、その受給順位は指定 の順位とする。ただし、第一順位から第三順位に指定した全ての者が契約者よりも前に死亡していた場合、受給権 者は口の順位とする。
 - ロ 死亡共済保険金の受給権者の指定がない場合は、次のとおりとする。

死亡共済保険金受給権者を指定しない。(この場合の順位は次のとおり)

第1順位:配偶者

第2順位:子 第3順位:孫

第4順位:直系尊属(父母他)※

第5順位:兄弟姉妹 第6順位:兄弟姉妹の子

※親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。

受給権者が第 $2 \cdot 3 \cdot 4 \cdot 5$ 及び6順位の場合はそれぞれ全員が対象となる。

- ハ イ及び口による保険金受給権者がいない場合は、保険金受給権者を当該契約者の所属の都道府県歯科医師会の意 見を徴し、理事会の議を経て会長が決める。
- 二 受給権者が死亡共済保険金支払申請手続未了のまま死亡した場合の受給権者は、死亡した受給権者を被相続人と した民法の規定とする。
- 二 火災共済保険金 火災共済保険金は、契約者を受給権者とする。契約者が火災共済保険金支払申請手続未了のまま 死亡した場合の受給権者は、契約者を被相続人とした民法の規定とする。
- 三 災害共済保険金 災害共済保険金は、契約者を受給権者とする。契約者が災害共済保険金支払申請手続未了のまま 死亡した場合の受給権者は、契約者を被相続人とした民法の規定とする。
- 四 障害退会共済保険金 障害退会共済保険金は、契約者を受給権者とする。契約者が障害共済保険金支払申請手続未 了のまま死亡した場合の受給権者は、契約者を被相続人とした民法の規定とする。

(共済保険金受給権の保護)

第12条 共済保険金支払いは、会員の相互扶助によるものであるので、民法に定める担保物件に関する規定の適用を受けるも のではない。

(共済保険金受給権の処分禁止)

第13条 本制度に基づく共済保険金の受給権は、譲り渡し、又は担保に供することができない。若し譲り渡し、又は担保に供 してもこれをもって本会に対抗することができない。

(震災、風水害、火災等による共済保険金支払いに関する保険金額の削減支払い)

- 第14条 震災、風水害、火災その他これに類する災害により、死亡共済保険金、火災共済保険金、災害共済保険金及び障害退会共済保険金を支払理由とする事故が多数発生し、当該共済保険金を全額支払うとした場合に本制度の収支状況を著しく悪化させると理事会において認める場合は、代議員会の議決を経て、本会は当該共済保険金の全部又は一部を削減して支払うことがある。なお、当該共済保険金を削減して支払うときは、本会は当該受給権者に通知する。
- 第15条 前条の場合、代議員会の議決を経る暇がない場合は、理事会の議を経て臨時措置をすることができる。
 - 2 前項により臨時措置をした場合は、次の代議員会で承認を経なければならない。
 - 3 その他緊急の理由が発生して、特別措置を要する場合は、前項及び第14条の規定を準用する。

(共済保険契約者の範囲)

第16条 本制度の共済保険契約者は、公益社団法人日本歯科医師会定款(以下、「本会定款」という。)第5条第1項の規定に

基づく会員(正会員、準会員)であることを要件とする。ただし、第6種会員である間は、本制度加入の要件を満たさないものとする。

- 2 本会の入会手続時において満60歳以上の者は、本制度に加入することができない。
- 3 福祉共済保険契約が消滅(第36条第四号、第五号及び第六号のいずれかに該当する場合に限る)した後に本会を退会し、その後本会に再入会した場合は、本制度に再加入できない。
- 4 本会入会承認日の翌日以降は加入申込を受け付けない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であり、かつ本会理事会の裁定により加入が認められる場合はこの限りでない。
 - 一 第6種会員から、公益社団法人日本歯科医師会定款施行規則別表1に規定する第1種会員(以下、「第1種会員」という。) 又は同施行規則別表第1に規定する第2種会員(以下、「第2種会員」という。) に会員種別を変更する場合、又は同施行規則別表第2に規定する第3種会員(以下、「第3種会員」という。) に会員種別を変更する場合
 - 二 第3種会員のうち公務員である者又は医育機関に勤務する者が、第1種会員又は第2種会員に会員種別を変更する 場合
 - 三 本会入会時に未契約者であり退会せず第1種会員、第2種会員又は第3種会員の資格を継続している者は、入会日から12か月以内に、入会月から契約日の属する月の前月までの期間の保険料と同額の加入公平調整費を納付する場合
- 5 契約者が本会を一度退会した後、再入会した際における再加入申込(福祉共済保険契約が消滅(第36条第四号、第五号及び第六号のいずれかに該当する場合に限る。)した後に本会を退会し、その後本会に再入会した場合におけるものは除く。)は、再入会する前の会員在籍期間に保険料の未納がない場合は受け付ける。ただし、当該期間に保険料の未納があった場合でも、未納期間分の保険料を納付することを条件に再加入を受け付ける。
- 6 未契約者が本会を一度退会した後、再入会した際における加入申込は、再入会する前の会員在籍期間に相当する期間 の保険料と同額の加入公平調整費を納付することを条件に受け付ける。
- 7 前項の加入公平調整費を算定する際、第6種会員の在籍期間がある場合若しくは第3種会員のうち公務員又は医育機 関に勤務する者としての在籍期間がある場合は、会員在籍期間からその期間を除く。
- 8 第4項第一号、第二号及び第三号、第6項による加入にあたっては、本会理事会により次の各号の要件の充足の有無 を審議し、これらを全て満たした場合には、原則として加入が認められる。ただし、本制度の目的に反した事由が認め られる場合はその限りではない。
 - 一 第4項第一号、第二号及び第三号、第6項の各要件を満たしていること。
 - 二 契約日の前日までの間に保険金の支払事故が発生していても本会は加入申込者に保険金を支払わないことを書面により了承していること。

(責任開始日及び契約日)

- 第17条 契約者が本会定款第6条及び第12条に規定される会員資格を取得し、本制度の加入申込手続を経て加入を本会が承認した場合には、本会は、公益社団法人日本歯科医師会定款施行規則第2条に基づく入会年月日から共済保険契約の責任を負う。
 - 2 前項により本会の責任が開始される日を契約日とする。
 - 3 共済保険契約の承認の通知は加入通知書の発行をもって行う。
 - 4 第16条第4項第一号又は第二号の適用により加入した場合は、同項第一号又は第二号による会員種別変更日を契約日とする。
 - 5 第16条第4項第三号の適用により加入した場合は、本会理事会の裁定日を契約日とする。
 - 6 第16条第5項の規定により再加入した場合は、再入会日を契約日とする。
 - 7 第16条第6項の規定により加入した場合は、再入会日を契約日とする。

(入会手続中に共済保険金支払事由が発生した場合)

- 第18条 本会の入会手続中の者について共済保険金支払事由が発生した場合、理事会でその者の入会が承認された場合は当該 共済保険金を受給権者に支払う。ただし、本制度の目的に反した事由が認められる場合はその限りではない。
 - 2 第16条第4項第一号、第二号及び第三号、第6項による加入手続き中に共済保険金支払事由が発生した場合は、第17条第4項から第7項に定める各契約日の前日までの間に保険金の支払事故が発生しても本会は加入申込者に保険金を支払わない。

(保険期間)

第19条 本制度の保険期間は、契約日より終身とする。

(加入涌知書)

- 第20条 本会は、共済保険契約を締結した場合、次の各号に定める事項を記載した本制度加入通知書を契約者全員に交付する。
 - 一 本会の名称
 - 二 契約者の氏名
 - 三 被保険者の氏名又は被保険者を特定するために必要な事項
 - 四 保険金の受給権者の氏名又は保険金の受給権者を特定するために必要な事項
 - 五 支払事由

- 六 保険期間
- 七 保険金の額
- 八 保険料及びその払込方法
- 九 契約日
- 十 加入通知書を作成した年月日

(保険料の払込)

- 第21条 契約者は、本会へ入会を承認された入会日の属する月から解約(退会等)の日の属する月まで毎月分の保険料を第22 条第1項に規定する日までに払込をしなければならない。ただし、本制度に35年以上在籍し、かつ、満80歳以上に到 達した契約者については、到達した誕生月より初めて迎える4月から保険料を免除する。
 - 2 保険料の納付を怠った契約者は、未納の保険料と引続き払込すべき保険料を納付し、速やかに未納の解消を図らなければならない。ただし、未納の解消を図るときは最も過去の未納分より解消を行うものとする。
 - 3 第16条第4項第一号又は第二号の適用により加入した場合は、当該契約日の属する月より第1項ただし書きに規定する在籍期間を計算するものとする。
 - 4 第16条第4項第三号の適用により加入した場合は、加入公平調整費の納付期間に相当する期間を第1項ただし書に 規定する在籍期間の計算に算入するものとする。
 - 5 第16条第5項の規定により再加入した場合は、過去の在籍期間を第1項ただし書に規定する在籍期間の計算に算入するものとする。
 - 6 第16条第6項の規定により加入した場合は、加入公平調整費の納付期間に相当する期間を第1項ただし書に規定する在籍期間の計算に算入するものとする。
 - 7 第 26 条の規定により保険契約を復活した場合は、未納保険料及び未納整理手数料を納付した失効期間に相当する期間を第 1 項ただし書に規定する在籍期間の計算に算入するものとする。

(保険料の払込方法及び期限)

- 第22条 保険料は、第2項に定める方法で払い込むものとする。
 - 2 契約者は加入申込時における2か月分の保険料払込以降、保険料を前月末日までに所属の都道府県歯科医師会を通じて本会に払込をしなければならない。
 - 3 契約者が保険料を所属の都道府県歯科医師会に払込をしたときをもって、本会に払込をしたものとみなす。
 - 4 所属の都道府県歯科医師会は、前項の保険料を受理したときは、その保険料を翌月20日までに本会に送金しなければならない。

(県外異動の場合の未納保険料の徴収)

第23条 都道府県歯科医師会は、他の都道府県歯科医師会から異動入会しようとする当該契約者であって、異動前の期間につき保険料の未納がある場合は、異動入会を承認したときに当該保険料を徴収し、本会へ送金しなければならない。

(保険料の前納)

第24条 契約者は前納を希望する月より最初に迎える3月末日分までの保険料を前納することができる。ただし前納による保 険料の割引は行わない。

(猶予期間及び保険契約の失効)

第25条 疾病等の理由により一時的に保険料払込ができなかった場合、契約者の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から起算して11カ月間の払込猶予期間を認める。ただし、払込猶予期間内に保険料の払込がないときは、保険契約は払込期間満了日の翌日から効力を失い、当該契約者はこの規則による共済保険金を受け取る権利を失う。

(保険契約の復活申請手続、復活日)

- 第26条 保険契約を復活しようとする者は、前条により保険契約の効力を失った日からその日を含めて36か月以内に、その間の未納保険料及び未納整理手数料を添えて、施行細則第5条に定める復活申請手続(以下、「復活申請手続」という。)を完了し、本会理事会が認めた場合は、保険契約を復活することができる。なお、第17条の規定(責任開始日及び契約日)について、本条の場合においても準用するものとする。ただし、この場合、「契約日」は「復活日」と読み替えるものとする。
 - 2 前項の場合における未納整理手数料は、施行細則に定める。
 - 3 復活申請手続が完了する日を復活申請受理日とし、当該復活申請受理日の属する月の翌月の本会理事会にて、復活についての審議を行う。本会理事会で復活が承認された場合、復活日は理事会承認日の属する月の1日とする。
 - 4 本会理事会における保険契約の復活審査にあたっては次の各号の要件の充足の有無を審議し、これらを全て満たした場合には、原則として復活が認められる。ただし、本制度の目的に反した事由が認められる場合はその限りでない。
 - 一 復活申請手続が完了していること。
 - 二 復活申請受理日は保険契約失効日から36か月を超えないこと。
 - 三 失効日から復活日の前日までの間に保険金の支払事故が発生していても本会は復活申請者に保険金を支払うことができないことを書面により了承していること。
 - 5 保険契約の復活は、契約者の全保険期間を通じて1回に限り適用できる。又、第16条第5項により再加入した場合、

保険契約の復活手続は再加入による契約効力開始日以降における契約者の全保険期間を通じて1回限り適用できる。 (猶予期間中に共済保険金の支払事由が発生した場合)

第27条 保険料払込の猶予期間中に共済保険金の支払事由が生じたときは、本会は、そのときまでに到来している保険期間相 当分の未納保険料を支払うべき共済保険金の額からから差引いて支払う。

(保険期間中の保険料の増額又は共済保険金額の削減等の調整)

- 第28条 本会は、その業務又は財産の状況に照らして認可特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、保険契約に 基づく責任期間中であっても、主務官庁の認可を得て次の変更を行うことがある。
 - 一 保険料を増額し又は共済保険金額を減額すること。
 - 2 前項の変更を行う場合には、施行細則に規定される委員会の勧告を得た上で、本会理事会で協議し、本会代議員の議 決を経て主務官庁への認可申請を行う。

(詐欺による取消)

第29条 本制度への加入に際して、契約者又は共済保険金受取人に詐欺の行為があったときは、当該契約者の加入を取り消す ことができる。この場合、本会は、既に払い込まれた保険料を払い戻さない。

(不法取得目的による無効)

第30条 契約者が共済保険金を不法に取得する目的又は他人に共済保険金を不法に取得させる目的をもって本制度へ加入した ときは、共済保険契約は無効とする。この場合、本会は既に払い込まれた保険料を払い戻さない。

(生知義務)

第31条 本会は、本制度の共済保険契約の締結に際し、告知を要しない。

(重大事由による保険契約の解除)

- 第32条 本会は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、当該共済保険契約又は契約者の加入を将来に向かって 解除することができる。
 - 一契約者が、この共済保険契約の共済保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合
 - 二 受給権者が、この共済保険契約の共済保険金を詐取する目的又は他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含む。) した場合
 - 三 この共済保険契約の共済保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為(未遂を含む。)があった場合
 - 四 第一号から第三号に掲げるもののほか、共済保険金の受取人に対する信頼を損ない、この共済保険契約の存続を困難とする第一号から第三号に定める事由と同等の重大な事由がある場合
 - 2 本会は、共済保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの保険契約者を解除することができる。この場合、本会は、前項各号に定める事由の発生時以後に支払事由が生じていたときは、共済保険金の支払いを行わない。又、既に共済保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。
 - 3 本条による解除は、契約者に対する通知により行う。
 - 4 本会は、第1項により当該共済保険契約の解除した場合において、解除日に属する共済保険期間の保険料が払い込まれていたときは、未経過保険料を返還する。

(共済保険金の請求及び支払時期等)

- 第33条 共済保険金の支払事由が生じたときは、すみやかに施行細則に定める必要書類をもって本会に請求するものとする。 共済保険金の支払いは、その請求に基づき本会理事会の議を経て厚生会員担当理事が裁定する。ただし、当該支払い等 の裁定結果について、厚生会員担当理事は、理事会に対して事後的に報告を行うものとする。
 - 2 本会は、共済保険金支払いを行う場合、当該契約者に未納の本会会費、保険料がある場合、又は旧規則による立替払金、前払金等につき未精算額があるときは、それらに相当する額を共済保険金支払い額から差引く。
 - 3 都道府県歯科医師会の代表者は、その都道府県歯科医師会に所属する契約者の動静を観察し、死亡、火災又は天災地変等の不慮の災害及び障害が生じた場合は、すみやかに本会に連絡して本制度の共済保険金支払事務の執行に協力し、かつ、本制度に関し、意見を述べることができる。
 - 4 共済保険金の支払いは、請求のために必要な書類が本会に到着した日(以下、「請求日」という。)の翌日から起算して60営業日以内に受給権者の指定する金融機関等の口座に都道府県歯科医師会を経由して振込み、又はその他の方法により行うものとする。
 - 5 共済保険金受給権者を起因とする請求の不備があった場合は、不備を解消した日から 60 営業日以内に受給権者の指定する金融機関等の口座に都道府県歯科医師会を経由して振込み、又はその他の方法により行うものとする。
 - 6 民事訴訟等により第4項に定める振込ができない場合は、判決確定後若しくは裁判所の指示に基づき、第1項に定める厚生会員担当理事による裁定から60営業日以内に然るべき受給権者の指定する金融機関等の口座に都道府県歯科医師会を経由して振込み、又はその他の方法により行うものとする。
 - 7 前項による送金手数料は、支払うべき共済保険金の額から控除することがある。
 - 8 本会は、第4項から第6項に定める期日を超えて共済保険金を支払う場合には、その期日の翌日から支払日までの日数について、支払うべき共済保険金の額に年5分の割合により計算した遅延利息を支払う。

(保険契約の解約)

- 第34条 契約者は、いつでも、将来に向かって本制度から解約することができる。
 - 2 解約した場合、解約日以降、当該契約者は本制度における共済保険金を受け取る資格を失う。
 - 3 契約者が解約の請求をするときは、施行細則に定める必要書類を本会に提出するものとする。

(解約 返戻金)

第35条 本制度に解約返戻金はない。ただし、保険料が前納されていた場合において、解約日の属する保険期間以降の保険料が払い込まれていたときは、未経過期間に応じて算出された金額を返戻するものとする。

(共済保険契約の消滅)

第36条 本制度の共済保険契約は、次の各号に該当する場合に消滅し、当該各号に定める消滅日の翌日をもって失われる。

71. 00	20 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
号	共済保険契約の消滅に該当する場合	消 滅 日					
_	契約者の死亡のとき。	契約者の死亡日					
=	契約者の障害退会のとき。	契約者が本制度の規定する障害等級に該当する障害認定さ					
		れ、歯科医師免許を返納する日					
三	契約者の本会からの退会	契約者が本会から退会した日の属する月の末日					
四	払込猶予期間の満了[払込猶予期間及び保険契約の失効](第	払込期間満了日					
	25 条関係)						
五.	重大事由による保険契約の解除(第32条関係)	重大事由による解除の通知の到達日					
六	保険契約の解約(第34条関係)	解約日					

(共済保険契約が消滅した場合の未経過保険料等の返還)

第37条 ある払込期月においてその保険料期間に対応する保険料が前納払いで払い込まれ、当該保険料期間が開始する前に保 険契約が消滅した場合、未経過期間に相当する保険料は契約者に返還する。ただし、契約者がいない場合は第11条に よる受給権者に支払う。

(契約者の住所の変更及び指定物件の変更等)

- 第38条 契約者が住所を変更したとき、及び指定物件に変更が生じたときは、すみやかに本会に通知するものとする。
 - 2 指定物件に係わる変更届出が本会に到着する以前に、新規に指定する物件が火災又は災害にかかった場合には、共済 保険金を支払わない。
 - 3 第1項の通知がなく、契約者の住所を本会が確認できなかった場合、本会の知った最終の住所あてに発した通知は、 契約者に到達したものとみなす。

(保険料又は保険金額の定期的見直し)

- 第39条 本会は、その業務又は財産の状況に照らして認可特定保険業の財務健全性を維持することを目的として定期的な検証を行い、その維持が困難と判断できる蓋然性がある場合には、保険契約に基づく責任期間中であっても、主務官庁の認可を得て次の変更を行うことがある。
 - 一 保険料を増額し又は保険金額を減額すること
 - 2 前項の変更を行う場合には、施行細則に規定される委員会の勧告を得た上で、本会理事会で協議し、本会代議員の議 決を経て主務官庁への認可申請を行う。
 - 3 第1項に定める定期的な検証の結果、本会が保険料又は共済保険金額の見直しを行う場合には、本会は、その内容に つき、主務官庁の認可を取得した後ただちに、その対象となる共済保険契約の契約者会員に通知する。

(この規則の変更及び廃止)

第40条 本規則を変更し、又は廃止しようとするときは、代議員会の議決を経て、主務官庁の認可を取得しなければならない。 (施行細則への委任)

第41条 本制度への加入手続、異動届出、支払いに関する請求手続等については、理事会の議を経て別に施行細則を定める。 (制度廃止及び認可特定保険業の廃業)

第42条 本制度が主務官庁の認可を得て廃止又は廃業されるときは保険業法に基づく手続を行う。

(時 効)

第43条 本制度における共済保険金、未経過保険料の返還及びこの保険に関連する一切の支払を請求する権利は、支払事由発生の日から起算して10年間これを行使しないときは当該期間の経過をもって自動的に消滅する。ただし、本会理事会の議を経て、本会会長が特別の事情があると認めたときはこの限りでない。

(福祉共済保険制度会計)

第44条 本制度の会計は保険業法に基づき別途管理する。

(福祉共済保険制度会計の収支及び管理等)

- 第45条 福祉共済保険制度会計の収支及び管理は、会計規則に基づき、会長の命により本会事務局が担当し、銀行に保管及び 収支一切を処理させる。ただし福祉共済保険事業に係る事務は、本会事務局において行う。
 - 2 前項の銀行は、理事会において決定し、会長が一切の信託的取引契約をする。
 - 3 福祉共済保険制度会計の収支は、すべて銀行を経由する。

(運営経常費)

第46条 本制度に要する運営経常費は、福祉共済保険制度会計において、これを支弁する。

(特別勘定)

第47条 日本歯科医師会年金保険制度は特別勘定とし、福祉共済保険制度会計とは別途管理する。

(福祉共済保険制度会計の目的以外使用の禁止)

第48条 福祉共済保険制度会計は、この規則の規定による共済保険金、保険計理人委託費、財政再計算、制度運営及び改廃に 要する経費を支出するほか、他に流用、転貸又は担保にすることができない。ただし、認可特定保険業者として主務官 庁の承認を得た場合はこの限りでない。

(保険計理人の選任)

第49条 本会は、保険業法に規定される保険計理人を選任する。

(福祉共済保険制度の会計報告書及び業務報告書)

第50条 保険業法に基づき、本制度に関する会計報告書を作成し、順序を経て代議員会の議決を経なければならない。 (監査規則に基づく監査の実施)

第51条 本制度及びその会計は、公益社団法人日本歯科医師会監査規則に基づく監査を受けなければならない。 (管轄裁判所)

第52条 この共済保険契約における共済保険金の請求その他この共済に関する一切の訴訟については、本会の主たる事務所の 所在地又は契約者若しくは共済保険金の受給権者の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とす る。

別表第一 (第9条関係)

保険料の額

別表第二 (第10条関係)

死亡共済保険金及び障害退会共済保険金の額

死亡共済保険金額	死亡時年齢が45歳未満の場合	1,000万円
	死亡時年齢が45歳以上60歳未満の場合	800万円
	死亡時年齢が60歳以上80歳未満の場合	500万円
	死亡時年齢が80歳以上の場合	200万円
障害退会共済保険	第8条第四号による支払要件を満たした上、行政機関における歯科医籍登録抹消	1,000万円
金額	申請受理日の年齢が45歳未満の場合	
	第8条第四号による支払要件を満たした上、行政機関における歯科医籍登録抹消	800万円
	申請受理日の年齢が45歳以上60歳未満の場合	
	第8条第四号による支払要件を満たした上、行政機関における歯科医籍登録抹消	500万円
	申請受理日の年齢が60歳以上80歳未満の場合	
	第8条第四号による支払要件を満たした上、行政機関における歯科医籍登録抹消	200万円
	申請受理日の年齢が80歳以上の場合	

別表第三 (第10条関係)

火災共済保険金及び災害共済保険金の額

3 5 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7				
火災共済保険金額	800万円			
災害共済保険金額	800万円			

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の 施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記日から施行する。
- 2 前項による施行日の前日までに旧規則第33条並びに第35条第1項及び同条第2項を適用している者について、共済保険金支払時に共済保険金より当該適用額を相殺する。
- 3 旧規則第51条に基づく特別措置の適用を受ける契約者の保険料及び共済保険金の支払いは、次の表のとおりとする。ただし、火災共済保険金及び災害共済保険金は第8条第二号及び第8条第三号の規定を当該契約者に準用する。

保険料	斗1か月	区 分	死亡共済保険金	火災共済保険金	災害共済保険金	障害退会共済保険金
一につき	き 500 円	支払額	5 0 万円	5 0 万円	5 0 万円	5 0 万円

4 第21条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行日の前日に、旧規則第9条1項に基づき、現に保険料を免除されている契約者は、従前どおり保険料を免除する。

附則

この規則は、平成26年3月13日に決定し、平成25年4月1日に遡って施行する。

附 則

この規則は、令和4年6月16日に決定し、令和5年4月1日から施行する。

◆ 公益社団法人日本歯科医師会福祉共済保険規則施行細則

(制定の趣旨)

第1条 この施行細則は、公益社団法人日本歯科医師会福祉共済保険規則(以下、「規則」という。)第41条の規定に基づき、 これを定める。

(加入手続)

- 第2条 本制度に加入しようとする者は、公益社団法人日本歯科医師会(以下、「本会」という。)への入会手続と同時に福祉 共済保険加入申込書に所定の事項を記入し、規則第22条第2項の規定に基づき入会の日の属する月及びその翌月分の保 険料を添えて、所属の都道府県歯科医師会を経て本会に提出しなければならない。
 - 2 本会は前項の申込みを承諾しない場合、その旨を遅滞なく加入申込者に通知する。この場合において、保険料が既に 払い込まれているときは、遅滞なくその金額を加入申込者に返還する。

(クーリング・オフ手続)

- 第3条 本制度の加入を取りやめようとする者は、入会手続日から8日以内に所属の都道府県歯科医師会を経て本会に申し出なければならない。
 - 2 クーリング・オフをする場合は、本会に必ず次の必要事項を記入した書面又は電磁的記録の提出を要する。
 - 一 契約をクーリング・オフする旨の申出
 - 二 契約者の住所、氏名(捺印があるもの。ただし、電磁的記録の場合、捺印は不要。)、会員番号、連絡先電話番号
 - 三 契約申し込み日

(解約手続)

第4条 本制度を解約しようとする者は、規則第34条第3項に基づき福祉共済保険制度解約申請書に所定の事項を記入し、所属の都道府県歯科医師会を経て本会に提出しなければならない。また、解約する場合は、制度からの解約手続きのみ受け付けるものとし、一部の保険種目のみを解約することはできない。

(保険契約の復活手続)

- 第5条 保険契約を復活しようとする者は、規則第26条第1項に基づき福祉共済保険制度復活申請書に所定の事項を記入し、 保険契約失効日の属する月から復活申請手続が完了する日の属する月までにおける未納保険料全額及び未納整理手数料並 びに復活日の属する月及びその翌月分の保険料を添えて、所属都道府県歯科医師会を経て本会に提出しなければならない。
 - 2 前項における復活申請手続が完了する日とは、本会が、福祉共済保険制度復活申請書、未納保険料全額及び未納整理 手数料並びに復活日の属する月及びその翌月分の保険料を受領し、本会理事会における復活審査を受けるために必要な 条件が全て満たされていることを確認した日とし、本規則第26条3項により復活申請受理日と定義される。

(未納整理手数料)

第6条 規則第26条第2項に定める未納整理手数料は、未納期間1カ月につき、100円とする。

(行方不明の場合)

第7条 契約者の生死が不明の場合における死亡の認定は、裁判所による失踪宣告による公的機関の証明書に基づくものとし、 その死亡共済保険金額は認定された死亡日に基づく満年齢に応じた金額とする。

(福祉共済保険契約申込書の記載事項)

- 第8条 福祉共済保険加入申込書には、所定の様式により次の各号に掲げる事項を記載する。
 - 一 申込年月日
 - 二 契約者の氏名 (捺印)、会員番号、性別、生年月日及び住所
 - 三 火災及び災害共済保険金における指定物件に関する記載
 - 四 死亡共済保険金の受取人

(共済保険金額、共済保険の種類又は共済保険期間を変更する場合の取扱い)

第9条 本制度は、規則及び施行細則に定めるもののほか、共済保険金額、共済保険の種類又は共済保険期間の変更の取扱い に関する事項につき定めを置かない。

(指定物件変更の届出)

第10条 規則第7条第2項に規定する火災共済保険及び災害共済保険の指定物件を他に異動した場合には、すみやかにその所 在地変更の届出を所属の都道府県歯科医師会を経て本会に届け出なければならない。

(死亡共済保険金受給権者変更の届出)

第11条 契約者は、規則第11条第一号に規定する共済保険金の受給権者を変更する場合には、すみやかにその受給権者変更 の届出を所属の都道府県歯科医師会を経て本会に届け出なければならない。

(指定物件)

- 第12条 火災共済保険金及び災害共済保険金の指定物件とすることができる建物は、以下の各号に定めるとおりとする。
 - 一 契約者が本会に自宅として届け出た次の建物
 - イ 契約者が所有又は賃借する建物
 - ロ 契約者の二親等内の親族が所有又は賃借する建物

- 二 契約者が本会に就業所として届け出た次の建物
 - イ 契約者が所有又は賃借する建物
 - ロ 契約者の二親等内の親族が所有又は賃借する建物
 - ハ 契約者を理事長とする医療法人が所有又は賃借する建物
 - ニ 契約者の二親等内の親族を理事長とする医療法人が所有又は賃借する建物
- 2 規則第7条第3項に基づき自宅と就業所を別個の建物として扱う場合、就業所とは、診療室、待合室、レントゲン室、技工室その他歯科医業を行うために必要とする部分を意味し、自宅とは、これらを除く部分を意味するものとする。

(死亡共済保険金の請求手続)

- 第13条 規則第8条第一号に規定する死亡共済保険金の給付を受けようとする死亡共済保険金受給権者は、次の書類を所属の 都道府県歯科医師会を経て本会に提出しなければならない。
 - 一 死亡共済保険金請求書兼受領証
 - 二 死亡診断書
 - 三 死亡共済保険金受給権者の戸籍謄本
 - 四 印鑑登録証明書
 - 五 その他必要な書類
 - 2 前項第二号に定める死亡診断書を特別な事情により提出できない場合は、除籍謄本をもって代替することができる。
 - 3 第1項第三号に定める死亡共済保険金受給権者の戸籍謄本は、受給権者が契約者と戸籍を異にする場合に限り、当該 死亡共済保険金受給権者の戸籍抄本をもって代替することができる。
 - 4 死亡共済保険金を受けるべき同順位の遺族が2名以上あるときは、そのうち1名を保険金の受領についての代表者と 定め、代表者は代表受取人承諾書を、その他の同順位遺族は委任状を第1項に規定する書類に添えて申請しなければな らない。

(火災共済保険金の請求手続)

- 第14条 規則第8条第二号に規定する火災共済保険金の給付を受けようとする受給権者は、次の書類を所属の都道府県歯科医師会を経て本会に提出しなければならない。ただし、第二号の罹災証明書に「全焼」と記載がある場合は、第五号の提出を省略できる。
 - 一 火災共済保険金請求書兼受領証
 - 二 所轄消防署長又は警察署長の発行する罹災証明書
 - 三 所属の郡市区歯科医師会長及び所属の都道府県歯科医師会長の被災程度を記した意見書
 - 四 被災状況写真3葉以上(全景1葉を含む)
 - 五 被災状況平面略図
 - 六 印鑑登録証明書
 - 七 指定物件の登記事項証明書(建物)又は賃貸借契約書の写し
 - 八 医療法人の登記簿謄本
 - 九 その他必要な書類

(災害共済保険金の請求手続)

- 第15条 規則第8条第三号に規定する災害共済保険金の給付を受けようとする受給権者は、次の書類を所属の都道府県歯科医師会を経て本会に提出しなければならない。ただし、第二号の罹災証明書又は被災証明書に「全壊又は流失」と記載がある場合は、第五号の提出を省略できる。
 - 一 災害共済保険金請求書兼受領証
 - 二 公的機関の発行する罹災証明書又は被災証明書
 - 三 所属の郡市区歯科医師会長及び所属の都道府県歯科医師会長の被災程度を記した意見書
 - 四 被災状況写真3葉以上(全景1葉を含む)
 - 五 被災状況平面略図
 - 六 印鑑登録証明書
 - 七 指定物件の登記事項証明書(建物)又は賃貸借契約書の写し
 - 八 医療法人の登記簿謄本
 - 九 その他必要な書類

(障害退会共済保険金の請求手続)

- 第16条 規則第8条第四号に規定する障害退会共済保険金の給付を受けようとする受給権者は、次の書類を所属の都道府県歯 科医師会を経て本会に提出しなければならない。
 - 一 障害退会共済保険金請求書兼受領証
 - 二 所属の都道府県歯科医師会長及び必要に応じ所属の郡市区歯科医師会長の証明のある障害1級、2級及び3級の年金証書または身体障害者手帳の写し、若しくは精神障害1級、2級の精神障害者手帳の写し
 - 三 所轄保健所長の歯科医籍抹消申請受理証明

四 印鑑登録証明書

五 その他必要な書類

(厚生委員会による財政再計算と勧告)

第17条 規則第28条第2項及び第39条第2項の規定に基づき、本会厚生委員会は保険数理人若しくは保険計理人等の関与の もと、定期的に本制度の財政再計算を実施し、制度全体の健全性を確保するために必要な保険料及び共済保険金額、給 付内容や運営方法等の調整について本会会長へ勧告できるものとする。

(直轄準会員の特例)

- 第18条 公益社団法人日本歯科医師会定款第5条第1項第二号に基づく準会員のうち、本会が管理するため必要と認めた都道 府県歯科医師会に所属しない準会員(以下、「直轄準会員」という。)の保険料は、本会に直接納付しなければならない。
 - 2 直轄準会員は、第2条の加入手続及び第3条のクーリング・オフ手続及び第4条の解約手続及び第5条の保険契約の 復活申請手続は本会に直接行う。
 - 3 直轄準会員は、規則第22条の規定にかかわらず保険料を毎月20日までに本会に納付しなければならない。
 - 4 直轄準会員は、第8条の福祉共済保険加入申込書の記載事項に変更を生じたときは、すみやかに本会に直接書類をもって届出なければならない。
 - 5 直轄準会員もしくは、その受給権者は、第13条、第14条、第15条及び第16条に規定する共済保険金の請求手続を 行う場合、それぞれ各条に規定する共済保険金の請求は本会に直接行う。

附用

この施行細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 目

この施行細則は、平成26年3月27日に決定し、平成25年4月1日に遡って施行する。

附目

この施行細則は、令和4年6月30日に決定し、令和5年4月1日より施行する。

附則

この施行細則は、令和6年3月28日から施行する。

初回入会時に本制度の加入を見送られた新入会者(第6種会員を除く)の皆様へ

原則、日本歯科医師会(以下「本会」といいます。)入会承認日の翌日以降の加入申込はできません。ただし、

- ①本会の初回入会日から 12 か月以内かつ、本加入の理事会の裁定日時点で満 60 歳未満であれば、入会月から契約月の前月までの期間の保険料と同額の加入公平調整費をご納入いただくことを条件に加入申込ができます。
- ②本制度を未契約の状況で本会を一度退会し再入会する場合、再入会する前の会員在籍期間 に相当する期間の保険料と同額の加入公平調整費を納入いただくことを条件に加入申込がで きます。

ただし、①②のいずれの場合も初回入会時に加入された場合とご負担は同額となるものの、本制度の未契約期間に共済保険金支払い対象事故が発生しても保障(補償)の対象外となるのでご注意ください。

本重要事項説明書につきましては、日歯のホームページ(https://www.jda.or.jp/)(メンバーズルーム内コンテンツ▶厚生・会員▶福祉共済保険)でもご確認いただけます。

【お問い合わせ先】

公益社団法人 日本歯科医師会 厚生会員課

TEL 03 - 3262 - 9323 / FAX 03 - 3262 - 9885

(令和7年度版)